

参加料の記載のないものは無料です。／市外局番(0154)を省略しています。／市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

公園を気持ちよくご利用いただくために、マナーを守りましょう

○公園内にはごみ箱が無いので、ごみやペットのふんは持ち帰る ○動物への餌やりはしない ○犬の縄は放さない ○砂場にはペットを入れない ○公園内でのゴルフ練習や狭い公園でのボール遊びは禁止 ○指定場所以外での火気厳禁 ○公園の駐車場は、公園利用者以外は駐車禁止。公園利用者でも健常者は身障者用駐車スペースは利用禁止
■公園緑化協会(24-0513)、公園緑地課緑化管理担当(31-4557)

消防ひとくちメモ

釧路市消防本部管轄内では例年、4・5月に火災が多く発生しています。この時期は空気が乾燥し風が強い日も多く、小さな火種が大きな火災につながってしまう可能性があります。火災を未然に防ぐため、次のこと気に付けてください。
○ごみの焼却処分はしない ○携帯灰皿を携行し、たばこの投げ捨てはしない ○子どもにはマッチやライターで遊ばせない ○放火火災を防ぐため、家の周囲に燃えやすいものは放置しない ○建物周囲の枯れ草を刈り取るようにする ○屋外での火の取り扱いには十分注意する
■消防本部予防課予防広報担当(23-0426)

林野火災に注意！

空気が乾燥し林野火災の発生しやすい季節となりました。たばこの投げ捨て、火遊びはやめましょう。また、山林に入る場合は所有者の許可を受けましょう。
■農林課農林振興担当(31-2552)

老朽化が著しい空き家の除却費を一部補助します

対象の空家等=市の調査により、国の基準に基づく「不良住宅」と判定された専用住宅、共同住宅、長屋住宅または併用住宅であって、市の指定する地区に位置し、かつ所有権以外の権利が設定されていないもの／■空き家を所有している個人（所有者が死亡している場合は、その相続人を含む）で、市税の未納がない方／補助金額=除却工事費の3分の1以内で限度額は30万円／除却工事業者の要件=市内に本店、支店等があり、建設業許可または解体工事者登録を受けている事業者／■すでに終了した工事、着手している工事は対象外。他にも要件があるので、市ホームページをご覧いただけます／■5月15日(金)(必着)までに申請書を直接または郵送で建築指導課指導防災担当(31-4569)へ※予定件数を超えた場合は、不良住宅の判定基準により、優先度の高い順に交付予定者を決定

2020年工業統計調査を実施します

総務省・経済産業省では、全国の製造業の実態を明らかにするため製造業を営む事業所を対象に「2020年工業統計調査」を6月1日現在で実施します。5月末までに調査員が訪問しますので、従業者数や製造品の出荷額、原材料使用額等の調査に回答をお願いします。
■都市経営課統計担当(31-4205)、阿地域振興課地域振興担当(66-2122)、■地域振興課地域振興担当(01547-6-2231)

ストレスフリーな店づくり支援事業補助金の申請受付

外国人旅行者が利用しやすい店づくりに対し、対象経費の一部を補助しています(予算の範囲内)。
■ストレスフリーエリア等において小売業または飲食業を営む方(住宅は対象外)／補助対象事業等=[無料公衆無線LAN環境の整備]対象経費の2分の1以内で限度額は15万円、[和式トイレの洋式化]対象経費の2分の1以内で限度額は15万円、[多言語対応]対象経費の2分の1以内で限度額は2万円※詳細は、市ホームページをご覧いただけます、お問い合わせください。／■商業労政課(31-4611)

GW期間中の交通事故防止

大型連休中に車両で移動される方は、十分に注意して安全運転を心掛けてください。

■市民生活課(31-4521)

建築指導課からのお知らせ

●既存住宅耐震改修費補助申請受付中
対象住宅=申込者が所有かつ居住している住宅、長屋、併用住宅、共同住宅で、81(昭和56)年5月31日以前に着工され、現行の規定に満たないと判定されたもの／■市内に住所を有し、市税等の滞納がない方／補助金額=耐震改修工事費の23%以内で、限度額は45万円

●住宅エコリフォーム補助申請受付中
対象住宅・工事=申込者が所有かつ居住、または工事後速やかに居住する戸建住宅、長屋または共同住宅の住戸部分(分譲マンションは専有部分)で、市内に本店を有する事業者、または住民登録している個人が施工する20万円以上の工事／■市税等の滞納がない満20歳以上の市民、または工事後速やかに市民になる方／補助金額=補助対象工事費の10%以内で、戸当り限度額は50万円※別途高齢者同居加算や地域材利用加算もあります。
【共通】受付期間=～10月30日(金)(先着順)／■既に着工している場合は対象外。他にも各種条件がありますので、詳細はお問い合わせください。／■建築指導課指導防災担当(31-4569)

市民生活課からのお知らせ

●20(令和2)年度街路灯維持費等 補助申請受付(釧路地域対象)

19(令和元)年度に申請された団体、個人に書類を送付しています。新規に申請される方はお問い合わせください。
■市役所①～5月7日(木)市役所2階市民生活課、②5月8日(金)～12日(火)市役所1階ギャラリー各午前9時～午後5時／■20(令和2)年4月1日現在設置済みの街路灯を維持管理している団体、個人

●街路灯LED灯導入費補助制度は

終了します(釧路地域対象)

「LED灯導入費補助制度」は21(令和3)年3月末で終了します。21(令和3)年4月からは「整備費補助制度」に変わります。詳細はお問い合わせください。

■市民生活課(31-4521)

システムメンテナンスのため、コンビニ交付サービスの運用停止

運用停止日程=5月2日(土)～6日(水)／■戸籍住民課(31-4523)

橋梁補修工事による鳥取橋通行止めのお知らせ



規制方法=車両全面通行止めおよび車線減少／工事期間=5月7日(木)～8月20日(木)／通行止め期間=5月12日(火)～6月30日(火)(予定)※工事に伴い、ご不便、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。通行止め期間中、公共交通機関を利用する際には、迂回による遅延や運行時刻の変更等にご注意ください。／■道路河川課建設担当(31-4561)

各種相談

■女性のための無料法律相談 (要予約、先着4人)

■5月13日(木)午後1時～3時／■5月2日(土)午前9時から電話で男女平等参画センターふらっと(65-1034)へ

■男女平等参画相談

■月～金曜日(祝日を除く)午前8時50分～午後5時20分／■市役所2階市民協働推進課相談室※電話での相談も可／■男女平等参画に関する市の施策についての意見等、男女平等参画の推進を阻害すると認められるものについての申し出、その他、男女平等参画の推進に関する相談／■市民協働推進課(男女平等参画相談電話61-5030)

■障がい者就労支援相談(要予約)

■5月21日(木)午後1時～4時／■防災庁舎3階障がい福祉課／■障がい福祉課(23-5201)、障がい者就業・生活支援センターぶれん(65-6500)

■生活相談支援センター「くらしごと」 (要予約)

■月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後6時／■生活や就労に関する相談／■くらしごと(北大通12-1-14ビケンワークビル1階65-1250)

■新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少した世帯への貸し付けについて

釧路市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入に減少があり生活資金にお困りの世帯に対し、生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金・総合支援金)の相談・受け付けを実施しています。

■釧路市社会福祉協議会釧路支所(釧路市総合福祉センター内24-1565)、阿寒支所(阿寒町保健福祉サービス総合施設ひだまり内66-4200)、音別支所(音別町社会福祉会館内01547-6-2941)

■新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う経営・金融相談窓口

無利子で200万円までの融資あっせんを行う丸釧資金(特例)の案内を始め、中小企業者の皆さんの経営、金融に係る相談をお受けします。

■商業労政課(31-4611)

■新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金・下水道使用料の支払猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難なお客さん(個人または法人)の支払猶予に関する相談をお受けします。

■上下水道料金お客様サービスセンター(43-2161)

■法律相談(要予約、先着6人)

■6月5日(金)午後1時～3時

■行政相談(当日受付)

■5月19日(火)午後1時～3時

【共通】■市役所1階市民相談室／■相談日の1週間前の金曜日午前8時50分から電話で市民協働推進課(31-4504-4505)へ※行政相談は当日受付

